

# ○国立大学法人上越教育大学学長の業務執行状況の確認について

平成27年 6 月22日

国立大学法人上越教育大学学長選考会議

## 1 目的

国立大学法人上越教育大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）は、国立大学法人上越教育大学学長選考会議規則（平成16年規則第4号）第2条第4号の規定に基づき、学長の業務が適切に執行されていることを確認する責務を担っている。この責務を果たすため、学長選考会議は学長の業務執行状況を確認することにより、学長選考の適切性の担保を図るものとする。

また、業務執行状況の確認結果を公表することにより、構成員から理解と協力を得て、学長が就任時に掲げた目標を達成することに寄与するものとする。

## 2 実施方法

学長選考会議は、国立大学法人評価委員会へ提出した「業務の実績に関する報告書」及び国立大学法人上越教育大学監事監査規則（平成16年規則第8号）第9条第1項に規定する「監査結果に基づく報告書」並びに学長就任時の所信等に基づき確認を行うものとし、必要に応じて、学長との面談を行うことができる。

また、学長選考会議は、毎年度2回程度監事を学長選考会議に出席させ、学長の業務執行状況について意見を求めるものとする。

## 3 実施時期

業務執行状況の確認は、学長就任2年目以降の在任期間中において、毎年度1回行うものとする。ただし、再任の場合は就任1年目から行うものとする。

なお、学長選考会議が必要と認める場合は、随時確認を行うことができる。

## 4 公表の取扱い

学長選考会議は、業務執行状況の確認を実施したときは、同確認のプロセス及び結果を本学公式ホームページで公表するものとする。

## 5 その他

その他学長の業務執行状況の確認に必要な事項は、学長選考会議において定める。